



鳥取県公報

平成15年7月15日(火)
第7501号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (443) (福祉保健課) 1
	生活保護法による薬局の廃止の届出 (444) (") 2
	生活保護法による診療所の休止の届出 (445) (") 2
	生活保護法による介護機関の指定 (446) (") 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (447) (") 2
	生活保護法による介護療養型医療施設等の廃止の届出 (448) (") 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (449) (経済交流課) 3
	土地改良区の役員の退任 (3件) (450~452) (耕地課) 5
	土地改良区の定款の変更の認可 (453) (") 5
	保安林の指定の解除 (2件) (454・455) (森林保全課) 6
	保安林の指定の解除予定 (456) (") 6
	保安林の指定施業要件の変更予定 (457) (") 7
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (458) (治山砂防課) 7
	災害危険区域の指定 (459) (建築課) 7
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (460) (審査課) 8
監査告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 (1) 9
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (4件) (管理課) 9
	一般競争入札の実施 (2件) (出納課) 18

告 示

鳥取県告示第443号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
隅田歯科医院	米子市富士見町二丁目152	平成15年6月1日
渡部薬局	米子市富士見町二丁目127	"

鳥取県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
渡部薬局	米子市四日市町87	平成15年3月31日

鳥取県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	休止年月日
隅田歯科医院	米子市錦町二丁目2-2	平成15年5月31日

鳥取県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
西伯町	西伯郡西伯町大字法勝寺377-1	西伯町訪問看護ステーション	西伯郡西伯町大字倭397	訪問看護	平成15年4月1日
社会福祉法人宏平会	西伯郡岸本町久古1109-2	ヘルパーステーション大山のふもと	西伯郡岸本町大原1013-11	訪問介護	平成15年6月1日
株式会社ヒョウゴナカムラ	東京都世田谷区駒沢二丁目9-8	グループホームさわやか	米子市皆生温泉一丁目16-10	痴呆対応型共同生活介護	〃

鳥取県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社さくら介護グループ	広島県広島市中区加古町13 - 12	さくらデイサービス なかやま	西伯郡中山町米田332	平成15年4月25日

鳥取県告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から介護療養型医療施設、居宅介護事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団昌平会大山リハビリテーション病院	西伯郡岸本町大原927 - 1	平成15年6月1日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人会見町 社会福祉協議会	西伯郡会見町浅井 938	会見町訪問介護事業 所	西伯郡会見町浅井938	平成15年3月31 日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人会見町 社会福祉協議会	西伯郡会見町浅井 938	会見町居宅介護支援 事業所	西伯郡会見町浅井938	平成15年3月31 日

鳥取県告示第449号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定より、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東宝ストア西倉吉店

倉吉市西倉吉町13 - 5

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時30分から午後9時30分まで

変更後 午前8時30分から午後10時まで

3 変更年月日

平成15年7月1日

4 届出年月日

平成15年6月23日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の氏名

東宝企業株式会社 代表取締役 宇崎 正雄

倉吉市大正町二丁目90

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,341㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 141台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 37台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 63.7㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 25.5㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 5か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後5時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成15年7月15日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県民局

倉吉市東町435 - 1

倉吉市産業部商工観光課

9 意見書の提出

倉吉市の区域内に居住する者、倉吉市において事業活動を行う者、倉吉市の区域をその地区とする商工会議所その他の倉吉市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり小田川土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 義 人 岩美郡岩美町大字太田175

平成14年6月23日退任

鳥取県告示第451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 瀬 尾 学 東伯郡関金町大字泰久寺169

平成15年6月20日退任

鳥取県告示第452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市石州府土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 野 坂 松 衛 米子市石州府433

平成15年3月6日退任

鳥取県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を平成15年7月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第454号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜2164の853
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
駐車場用地とするため

鳥取県告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡北条町弓原字灘際879の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第456号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下1950の49
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第457号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字内井谷山203の1、203の2、203の5、203の11、字大井呑484の6、484の7、484の9、484の20、484の23、485、字峠根山727、728の1から728の16まで、731の1から731の16まで、732の1から732の16まで、732の28、734の1、734の2、734の6、字大井呑西畑830の1、830の42、831の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第458号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

水尻地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
気高郡気高町大字奥沢見字内水尻74	1号
気高郡気高町大字奥沢見字内水尻59	2号
〃	3号
気高郡気高町大字奥沢見字内水尻55	4号
気高郡気高町大字奥沢見字舩越1021 - 1	5号
気高郡気高町大字奥沢見字舩越1021 - 7	6号
気高郡気高町大字奥沢見字舩越123 - 5	7号
気高郡気高町大字奥沢見字内水尻118	8号
気高郡気高町大字奥沢見字内水尻83	9号
気高郡気高町大字奥沢見字内水尻80	10号

鳥取県告示第459号

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部建築課及び鳥取地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

水尻地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
気高郡気高町大字奥沢見字内水尻74	1号
気高郡気高町大字奥沢見字内水尻59	2号
〃	3号
気高郡気高町大字奥沢見字内水尻55	4号
気高郡気高町大字奥沢見字舩越1021 - 1	5号
気高郡気高町大字奥沢見字舩越1021 - 7	6号
気高郡気高町大字奥沢見字舩越123 - 5	7号
気高郡気高町大字奥沢見字内水尻118	8号
気高郡気高町大字奥沢見字内水尻83	9号
気高郡気高町大字奥沢見字内水尻80	10号

鳥取県告示第460号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任の内容

委 任 さ せ た 事 務	委任を受けた出納員
第47回鳥取県美術展覧会（会場：鳥取県立博物館）に係る出品料の収納事務	鳥取県教育委員会事務局文化課 管理係長 寺 谷 直 樹
第47回鳥取県美術展覧会（会場：倉吉博物館）に係る出品料の収納事務	鳥取県教育委員会事務局文化課 主事 福 島 良
第47回鳥取県美術展覧会（会場：米子武道館）に係る出品料の収納事務	鳥取県教育委員会事務局文化課 主事 森 山 孝 之

2 委任期間

平成15年8月31日から同年9月3日まで

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の29に規定する包括外部監査人である安田壽朗の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年7月15日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦
鳥取県監査委員 井 上 耐 子
鳥取県監査委員 石 村 祐 輔
鳥取県監査委員 鍵 谷 純 三

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
西 村 正 男	米子市旗ヶ崎九丁目26 - 19	平成15年7月8日から平成16年3月31日まで
勝 部 不 二 夫	米子市旗ヶ崎二丁目14 - 41	〃
入 江 道 憲	米子市上福原七丁目12 - 61	〃
伊 木 隆 司	米子市皆生五丁目17 - 95	〃

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 県立倉吉総合産業高等学校教室・商業家庭科棟新築工事に係る設計

(2) 業務内容

本件業務は、倉吉市小田の県立倉吉総合産業高等学校教室・商業家庭科棟の新築工事及び同校の既存棟の解体工事に係る実施設計を行うものである。

(3) 対象建築物の構造及び規模

ア 新築棟 教室・商業家庭科棟 鉄筋コンクリート造4階建 延べ面積 5,976㎡

電気室 コンクリートブロック造平屋建 延べ面積 40㎡

渡り廊下 鉄骨造平屋建 延べ面積 425㎡

イ 既存棟（解体）教室棟 鉄筋コンクリート造3階建 延べ面積 2,499㎡

水理実習棟 鉄骨造平屋建 延べ面積 180㎡

土木実習棟 鉄骨造平屋建 延べ面積 859㎡

附属建物

延べ面積 283㎡

- (4) 業務期間 平成15年8月から平成16年1月20日まで
(5) 予定価格 36,934,800円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3) 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
(4) 平成12年鳥取県告示第665号 (測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成13年鳥取県告示第695号 (測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
(5) 平成15年7月15日 (火) から同月25日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(6) 平成15年4月1日 (火) から同年7月25日 (金) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第255号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
(7) 建築士法第4条第1項に規定にする一級建築士に係る免許を受けている者を4名以上有すること。
(8) 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入している1棟の延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物 (鉄筋コンクリート造又は鉄筋鉄骨コンクリート造であるものに限る。) の建築設計業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
(9) 本件業務の実施期間中、建築士法の規定による一級建築士として5年以上建築設計業務に携わった経験を有する者を管理技術者として配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年7月15日 (火) から同月25日 (金) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>) から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年7月15日 (火) から同月25日 (金) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課 (東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課 (八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件業務の落札者は、1の(5)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 産業技術センター生産技術科改修工事（金属排水処理設備）

(2) 工事場所 米子市日下

(3) 工事内容

ア 本件工事は、産業技術センター機械素材研究所の金属排水処理設備を設置するものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の産業技術センター生産技術科改修工事（建築）、産業技術センター生産技術科改修工事（電気設備）、業技術センター生産技術科改修工事（衛生設備）及び産業技術センター生産技術科改修工事（空調設備）と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 工事の内容

重金属廃水処理設備及びシアン排水処理設備（処理水無放流方式）

処理能力 8時間当たり1立方メートル

イ 対象建築物の構造及び規模

(ア) 管理・研究実験棟（既存棟） 鉄骨造3階建 延べ面積 9,216.55㎡

(イ) 排水処理棟（新築棟） 鉄骨造平屋建 延べ面積 100.00㎡

(5) 工 期 平成15年8月から平成16年1月31日まで

(6) 予定価格 80,752,350円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、管工事に係るものを有すること。
- (4) 平成15年7月15日(火)から同月24日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成15年4月1日(火)から同年7月24日(木)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (6) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している管工事で、重金属排水処理設備及びシアン排水処理設備(各処理能力1日当たり1立方メートル以上)工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
- (8) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の監理技術者としてその施工期間中専任で配置することができるものを有すること。
- ア 平成6年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
- イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であること。
- ウ 管工事業について、建設業法第27条の18条第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年7月15日(火)から同月24日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年7月15日(火)から同月24日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第15条の規定により知事が定める最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる監理技術者に加え、2の(8)のイに掲げる基準を満たす主任技術者又は2の(8)のイ及びウに掲げる掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 9・6・1号布勢総合運動公園公園整備工事（8工区）

(2) 工事場所 鳥取市布勢

(3) 工事内容

本件工事は、県立布勢総合運動公園補助競技場の砂床構造のフィールドに張芝を行い、引渡しの日までスポーツ競技用の芝生のグラウンドとして最適な状態となるようその養生を行う工事である。

(4) 工事の規模、構造等

張 芝 7,314m²

品種 高麗芝

品質 洗い芝（根に付着する生産地の土壌を洗い落とししたもの）

芝生養生 7,314m²

芝刈り、散水、施肥、薬剤散布、エアレーション（土壌更新作業）等

(5) 工 期 平成15年8月から平成16年3月30日まで

(6) 予定価格 19,411,350円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 造園工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定による一般建設業の許可又は特定建設業の許可をうけていること。

(4) 平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、造園工事のA級に係るものを有すること。

(5) 平成15年7月15日(火)から同月24日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成15年4月1日(火)から同年7月24日(木)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(7) 平成6年度以降に業務が完了している5,000平方メートル以上の芝生のグラウンド等の9月以上の期間にわたる管理を元請けとして実施した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(8) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の造園施工管理の検定に合格した者で、本件工事の施工期間中主任技術者として配置することができるものを有すること。

(9) 次に掲げる芝生の養生に必要な機械を保有し、又はリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定による耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の70パーセント以上(法定耐用年数が10年以上の場合は、60パーセント以上)120パーセント以下であるリース契約(リース料金の総額がリース物件の取得価格と諸費用との合計額におおむね相当する契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。)により使用していること。

ア 芝刈り機(リールモア(回転巻刃式芝刈り機)又はロータリーモア(プロペラ回転刃式芝刈り機)で、乗用であるものに限る。)

イ 肥料散布機

ウ 動力噴霧機

エ スーパー(刈りかす等の集積機)

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年7月15日(火)から同月24日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyusatujuhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年7月15日(火)から同月24日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合して履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる主任技術者に加え、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の造園施工管理の検定に合格した者を主任技術者として専任で配置することを求める。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 県立米子南高等学校体育館改築工事（建築）

(2) 工事場所 米子市長砂町

(3) 工事内容

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、県立米子南高等学校の体育館及び部室の改築工事を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の県立米子南高等学校体育館改築工事（電気設備）及び県立米子南高等学校体育館改築工事（機械設備）と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の規模及び構造

ア 体育館棟 鉄骨造 1階建
建築面積 1,884.78㎡
延べ面積 1,746.23㎡

イ 部室棟 鉄骨造 2階建
建築面積 393.65㎡
延べ面積 537.00㎡

(5) 工 期 平成15年8月から平成16年7月31日まで

(6) 予定価格 481,446,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 県内に本店を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。
- エ 平成15年7月15日（火）から同月25日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 平成15年4月1日（火）から同年7月25日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- カ 本件工事に係る建設業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- イ 入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された一般建築工事における総合点数が1,030点以上であること。
- ウ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の監理技術者としてその施工期間中専任で配置することができる者を有すること。
 - (ア) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造で1棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する

者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 建築工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 主任技術者にあつては、建築士法第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許若しくは同条第2項の規定による二級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級若しくは2級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建築士法第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、建築工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成15年7月15日（火）から同月25日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年7月15日（火）から同月25日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者とする。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)のウに掲げる監理技術者に加え、2の(3)のウの(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は2の(3)のウの(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量

除雪トラック 2台

- (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

- (3) 納入期限

平成15年11月28日（金）

- (4) 納入場所

入札説明書による。

- (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第76号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が車両に登録されている者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成15年7月30日（水）午後5時までに4の（1）の場所に提出すること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成15年7月15日（火）から同年8月26日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局出納課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納課用度係

電話 0857 - 26 - 7433

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成15年7月24日（木）午後2時30分

鳥取県出納課入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年8月26日（火）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県出納課入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年8月5日（火）午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 2 Snow removal tracks

(2) August 5, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 26, 2003 2 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders

August 26, 2003 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7433

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ロータリー除雪車 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年11月28日（金）

(4) 納入場所

八頭郡郡家町大字郡家110 八頭地方県土整備局

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1

円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第76号(物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が車両に登録されている者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成15年7月30日(水)午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成15年7月15日(火)から同年8月26日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局出納課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納課用度係

電話 0857-26-7433

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成15年7月24日(木)午後1時30分

鳥取県出納課入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年8月26日(火)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県出納課入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年8月5日(火)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えるこ

とができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Rotary Snow Plow

(2) August 5, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 26, 2003 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

August 26, 2003 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7433